

静岡県立静岡がんセンター病院長の選任等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2第1項及び第2項並びに同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2及び第7条の3の規定に基づく、静岡県立静岡がんセンターにおける病院長の選任等について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 病院長は、総長が選任し、がんセンター局長（以下「局長」という。）が任命する。

(選任の時期)

第3条 病院長の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長が退職するとき。
- (2) 病院長が退任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠けることとなったとき。
- (4) その他、総長が必要と認めるとき。

(求められる資質等の基準)

第4条 総長は、病院長の選任に当たり、病院長に求められる資質・能力・経験等の基準をあらかじめ定め、公表するものとする。

2 前項の基準を定めるに当たっては、経営戦略会議の承認を要するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 病院長の選任は、病院長を選考するための委員会による選考結果を踏まえて行うものとする。

- 2 総長は、前項の選考を行わせるため、「静岡県立静岡がんセンター病院長選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- 3 選考委員会は、第3条各号に定める場合に応じ、適切な時期に設置する。
- 4 総長は、選考委員会を設置したときは、委員名簿及び委員の選定理由を公表するものとする。
- 5 選考委員会の設置及び運営その他の必要な事項は、別に定める。

(選考手続き)

第6条 選考委員会は、病院長候補者に対して選考を行い、いずれの候補者が最も病院長たるにふさわしい者（以下「病院長適任者」という。）であるかを決定する。

- 2 選考対象とする病院長候補者の範囲、要件、選定方法その他の必要な事項は、第4条に基づき定める基準に従い、選考委員会が定める。

(病院長の選任及び任命)

第7条 総長は、選考委員会で決定された病院長適任者が病院長として最も適任であるか等について最終判断の上、病院長を選任する。

- 2 前項の判断に当たっては、局長と協議を行い、その同意を得るものとする。

3 局長は、第1項で選任された者を病院長として任命する。

(任命結果等の公表)

第8条 局長は、病院長を任命したときは、病院長の選任結果、選任過程及び選任理由を、遅滞なく公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、経営戦略会議で行う。

附 則

1 この規程は、2018年8月20日から施行する。